

旧制糸島中学校成立史の再検討

—中等教育普及に対する地域社会の葛藤—

原口 大輔（伊都国歴史博物館）

1. はじめに

— 明治期における糸島地域の中等教育 —

小稿の目的は、大正十一年四月に開校した福岡県立糸島中学校（現、福岡県立糸島高等学校）の設立過程とそれに伴う糸島地域の議論を検討することで、大正期における教育の普及と地域社会との関係の一側面を解明しようとするものである。

まず前提として、明治期における糸島地域の中等教育の実態について整理しておく¹。明治政府による教育行政のもと、明治初期、福岡県下では福岡、柳河、豊津、久留米の四中学が相次いで設立され、この四校を軸に、明治十三年には六中学十三分校へと増加した。糸島地域には、明治十四年、福岡中学校前原分校が誕生し、翌年度より前原中学校と改称された。しかし、いわゆる松方デフレによる地方財政の困窮、生徒の充足率不足などが問題となり、福岡県下の中学校は順次廃され、明治十八年、前原中学校も廃校となった。

その後、経済状況の好転により、明治二十年代後半より福岡県下では改めて中学校が設立されていった。だが、前原中学校廃校以降、糸島郡では中学校を地域に設立する機運は盛り上がりなかったようである。その背景として、福岡県下の尋常中学校は、柳河、久留米、豊津のごとく藩校以来の伝統の上に近代的な教育制度を接続させたため、旧藩主の資金力・政治力に依存するところが大きかった²。一方、近世期の糸島地域に目を向けると、志摩郡と怡土郡東部は福岡藩領だったが、怡土郡西部は中津領、対州領、幕府領などが混在したまま廃藩置県を迎えたため、糸島地域を包括する旧藩主というものが不在であった。それゆえ、旧藩主も明治政府や行政と協力しながら地域の近代化を主導した他地域と比較すれば、糸島地域の近代化の進展は遅れざるを得なかった。結局、前原中学校廃校以降、糸島地域の尋常小学校を卒業した生徒が中等教育を受けるためには郡外の中学校を受験し、進学することが必須となった。とはいえ、当時の交通機関の状況では糸島から日々通

学することは極めて難しく、郡外在住の親戚筋を頼るか下宿先を見つける必要があったため、中学校進学に際しては学費のみならず生活費などの補助も不可欠といった問題が横たわっていた。

では、実業教育はどうであったか。農業が地域産業の大部分を占める糸島では、明治三十五年四月、郡立糸島農学校（乙種）が誕生した。入学資格は尋常小学校四ヶ年課程を卒業した者とし、修業年限は二ヶ年、農業教育（理論・実習）を重視し、卒業生は農業に従事するものが多数であったとされる。また、農学校主催の講習会や視察会などが授業の一貫として開催され、学校と地域の農家などとの連携が図られ³、農学校の設備は、明治三十年代としては「賞揚に価するもの⁴」であったという。福岡県下における農学校は、中学校が設立された数郡を除けば「各郡での最高学府」であり、明治後期には甲種より乙種学校が多かった⁵。このように郡内の「最高学府」として地域社会と緊密に結びついた糸島農学校は郡内において圧倒的な存在感を放っていたが、大正中期より中学校設立運動が勃興すると、その「最高学府」としての位置付けが大きく揺らぎ始める⁶。

この糸島中学校設立過程に関して、自治体史の言及は簡潔である⁷。また、『福岡県立糸島高等学校 創立百年史』でも同様である⁸。これらの文献には小稿で主に検討する『糸島新聞』を参照したと思しき記述や、糸島郡の郷友会誌『糸島』の紹介があるものの、自治体史・校史といった性格上、記述の重点は設立後に置かれるため、郡内の意見の対立——中学校設置をめぐる郡内の葛藤まで検討は及ばない。そこで、小稿では、設置過程そのものに加え、そこから派生した郡内の意見の拡散・対立と、その後中学校設立賛成へと郡内の意見が収斂されていく様相に重点を置いて分析する。

そのために、小稿は『糸島新聞』を中心に検討する。『糸島新聞』とは、中村薫により大正六年七月二十日に発刊された『糸島農業新聞』を前身とし、同年末に『糸島新聞』へと改名した新聞で

ある⁹。「糸島の開発」、「糸島人の糸島新聞」、「農業家のためには飽迄勢援」することを目的¹⁰とする『糸島新聞』を検討することで、自治体史や校史などで十分に言及されることのなかった郡内の意識を捉えることができよう。とりわけ、自治体史を除けば糸島の近現代（特に二十世紀）に関する研究は殆んど進捗していないのが現状である。その一番の理由は、地域の政治家・実業家などの言動を多分に含む一次史料が未発掘なためである。その史料的制約を補い、糸島地域の豊かな近現代史を解明するには『糸島新聞』が随一である¹¹。

以上を踏まえ、小稿は、①大正六年末より本格化する中学校設立に関する議論の展開とその挫折、②県会議員との連携によって中学校設立が決定される過程を検討し、冒頭の目的について考察する。

2. 糸島中学校設立の機運

糸島中学校設立の議論の端緒となったのは、大正六年十二月二十日に開催された福岡県教育会糸島郡支会の場であった¹²。ここで「中学校問題の調査に関する件」が議題となり、設立の是非を議論する素地が作られた。これを受けて、翌年一月、柴田健五郎波多江小学校長が糸島郡内に中学校を設立すべしとする意見を『糸島新聞』紙上で発表する¹³。柴田の主張は次の五点に集約される。すなわち、①将来の指導者として科学的知識の理解が必要であること、②郷土出身の人物こそ郷土・糸島を発展させること、③女子教育に比較すると糸島の男子教育は遅れていること、④郡外の中学校に進学することに対する学資金の問題を解決する必要があること、⑤この時期社会問題となっていた高等遊民¹⁴輩出の可能性はないこと、であった。

このような意見に対して、農業関係者からの反発も見られる。そこで示されるのは、「農家の子弟を中学校に送り遂に安い月給取りとなして生涯を農村から奪はれるので溜らない」、という「農村の疲弊」への危惧であった¹⁵。中等教育への進学者が増えることは、地域社会における将来の指導者を養成し、ひいては郡の発展が期待できる、という意見と、農作業における若い働き手を失い地域の産業構造が崩れかねない、という意見が提

示された。ただし、『糸島新聞』を通読しても、大正七年の段階においてこれらの議論が深められることはなかったようである。

大正八年二月、井手嘉平郡長は郡会の決議をもとに中学校創設委員を任命し、中学校設立に向けて運動を開始することを宣言した¹⁶。しかし、このことは以下で見ていくように、地域社会において中学校設立を主張する人々とそれに反対し農学校の発展を主張する者との間に鋭い対立を発生させる引き金となる。小稿では行論の都合上、前者を「中学校派」、後者を「農学校派」（以下、「」を省略）と称す。

3. 農学校派の反発

大正八年二月、井手郡長の動きにいち早く反応したのが、農学校の卒業生と称する渋谷健吾であった¹⁷。渋谷の経歴などは不明だが、渋谷翠山などのペンネームを用い『糸島新聞』紙上に数多く論説を発表する。大正十二年には糸島又新社なる団体に所属し、青年たちに対して政治的自覚を説く論説を次々と発表した¹⁸。

さて、渋谷は井手による委員任命と約一年前の柴田の記事を踏まえて中学校派に反論する。まず、「農業者否農業を以て大半を占む我が糸島の為必しも喜ぶ可きにあらず」と中学校誘致に賛同しない。その理由は簡潔である。すなわち、糸島のような「農村には農村的教育機関」が必須であり、「教育の要は蓋し其地方に適応する人物の養成を以つて第一」だからである。また、糸島では高等教育機関に進学する者も少ないため、中学校を卒業しても高等遊民が増えるに過ぎないと進路選択に伴う弊害を憂慮する。ゆえに、農家の多い糸島に中学校を設立するより「農学校の発展実業指導奨励機関の設立隆盛を熱望」し、それに向けて「糸島農学校卒業生諸君の奮闘努力」を期待した。この渋谷の議論を皮切りに農学校派の意見が登場する。

渋谷による記事の直後の二月二十三日、農学校は卒業生大会を開き決議文を採択し、井手郡長・檜崎頭三郡会議長に対して上申書（三月二日付）を提出することとなり、その文面を紙上で発表した¹⁹。決議では、①「同窓会の団結を堅固に母校の為め将郡農業界の為め益々貢献すべき事」、②

「戦後に於ける我農業界は益々農業者の智識能率の昂上を要す」ることが目的として掲げられ、現在乙種学校である糸島農学校を甲種へと昇格させることが目指された。この決議文を踏まえ、上申書では次のように主張する。すなわち、第一次大戦後の社会経済の変動に「我農業界」が対応するためには、「農業教育の完整に俟つの外な」い。現在の乙種農学校では「到底健全なる農業者を養成するに足ら」ないが、「我産業の発展は以て我郡を富し延て富国強兵の基」となる、という認識のもと、農業者が大多数である糸島郡にとって中学校は「適當の機関」とは言い難く、それゆえ郡の発展には「比較的社会に迂遠なる」中学校より農学校を甲種へと昇格させるべきと訴えた。

明治三十二年に発布された農業学校規程（文部省令第九号）【表1】では、農学校は甲乙二種に区分されていながらも（第一条）、その区分は修業年限や授業科目といった組織面による差であった。しかし、実際には甲種より乙種が劣った学校といった理解が浸透したとされ²⁰、このような乙種学校の「劣等」意識が農学校派を甲種昇格運動へ走らせる機運へとつながったものと思われる。

農業中心の地域社会構造と緊密に結びつく農学校と、それに対して直接的な効用を持たない中学校は不要である、という議論の構図は、先に紹介した渋谷の影響を強く受けている。むしろ、この動きは渋谷の主導によるものと見て間違いないだろう。このような動きに触発され、「本郡生産事業に迂遠なる中学を新設する必要が何処に存在するや」と疑義を呈し、中学校進学を希望する者は郡外へと出ていくべきである、と農学校派の議論に追従する人物も登場しはじめる²¹。以後、農学校派は〈中学校不要・甲種昇格〉を軸に議論を展開することとなる。

一方、渋谷をはじめとする農学校派から反論を受けた中学校派の井手郡長は、設立を推進する理由を改めて説く²²。井手は中学校設立が「郡一般の希望」である、とその普遍性を認めたとうえで、農学校と中学校が併存することこそ糸島の教育の進歩であり発展である、という見取図を示す。そのため、中学校設立により農学校が衰退するのではないか、という農学校派のネガティブな意見に対しては、卒業生の奮闘により農学校を盛んにすればさしたる問題ではないと切り捨てた。もし仮

【表1】 農業学校規程（明治32年文部省令第9号）

第一条	農業学校ハ甲乙ノ二種トス 土地ノ情况ニ依リ甲種農業学校ノ程度ヨリ更ニ高等ナル農業学校ヲ設置スルコトヲ得
第二条	甲種農業学校ノ修業年限ハ三箇年トス但一箇年以内延長スルコトヲ得
第三条	甲種農業学校ノ授業時数ハ実習ヲ除キ毎週三十時以内トス但実習時数ハ農事ノ繁閑ニ応シ適宜之ヲ定ムヘシ
第四条	甲種農業学校ノ学科目ハ修身、読書、作文、数学、物理、化学、博物、経済、体操並実業ニ関スル科目及実習トス但本項科目ノ外地理、歴史、外国語、法規、簿記、図画及其他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得 実業ニ関スル科目ハ土壤、肥料、作物、園芸、農産製造、畜産、養蚕、病虫害、気候、林学大意、獣医学大意、水産学大意等ヨリ選択シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ
第五条	甲種農業学校ニ入学スル者ノ資格ハ年齢十四年以上学力修業年限四箇年ノ高等小学校卒業又ハ之ト同等以上トス但外国語ヲ試験科目ニ加フルコトヲ得
第六条	乙種農業学校ノ修業年限ハ三箇年以内トス
第七条	乙種農業学校ノ授業時数ハ実習ヲ除キ毎週二十七時以内トス但実習時数ハ農事ノ繁閑ニ応シ適宜之ヲ定ムヘシ
第八条	乙種農業学校ノ学科目ハ修身、読書、修二、作文、算術、理科、体操並ニ実業ニ関スル科目及実習トス但本項科目ノ外地理、歴史、経済、図画及其他ノ科目ヲ便宜加設シ又土地ノ情况ニ依リ短期ノ教授ヲ必要トスル場合ニハ修身及実業ニ関スル科目ノ外一科目若クハ数科目ヲ欠クコトヲ得 実業ニ関スル科目ハ土壤、肥料、作物、農産製造、家畜、養蚕、病虫害、気候等ヨリ選択シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ
第九条	乙種農業学校ニ入学スル者ノ資格ハ年齢十二年以上学力修業年限四箇年ノ尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

典拠：『官報』明治32年2月25日

に中学校設立によって農学校入学者が減少してしまうならば、そもそも糸島郡に農学校は不適當な施設であって、その時は廃校にするしかないという。また、中学校設立のためには設立主体となる県への寄付金を郡が負担しなければならず、それに郡の予算が耐えないと心配する「弱虫」もいるが、六、七万円程度の寄付金を三ヶ年で分割して支払うゆえ過剰な金額ではない、と自信をのぞかせた。仮にそのような負担があったとしても、糸島郡の教育普及の遅れを取り戻すには中学校設立は必要不可欠、というのが郡を指導する井手の立場であった。

また、中学校設立とは異なる視点から農学校派に対して意見を述べる者もいた点も確認しておきたい²³。記事は匿名だが、この人物は、農学校問題を「随分喧しく論及する人」——それは恐らく洪谷であろう——への嫌悪感を示しつつ、現在の農学校は「余り専門的に偏つて」いるが、農学校卒業後必要なしと見做されている教養の涵養にこそ注意を払うべき、と持論を述べる。なぜなら、農家として「単に食料製造人」として終わる人生のどこに「尊さ」があるのか、あまりに「無趣味寂寥な人生」ではあるまいかと考えるためであった。このような「無趣味寂寥な」農家が増加する一方では到底農村振興が期待できないため、農学校は「百姓養成」のみを眼目とせず社会の一員として農村の指導者を養成すべき、と主張するのである。この論者はいわゆる教養主義の観点から農学校改革を企図する立場であった。このように、洪谷の議論をきっかけに農学校卒業生が運動を興したことで、郡内の様々な人物を巻き込む議論となっていく。

4. 「天通生」と洪谷の論争

農学校派をリードする洪谷の強烈的な主張は、郡内の中等教育がどうあるべきかという問いへと繋がっていく。その一例として、大正八年四月より『糸島新聞』紙上で洪谷と「天通生」なる人物との間で論争が展開される。この論争は、地域社会における中等教育・実業学校の関係を理解するうえで極めて有用であるため、順を追って検討することにしたい。

颯爽と紙面に登場した「天通生」は両派の議論

に対して次のように論じる²⁴。そもそも、中学校は「国家枢要の人材を輩出」する教育機関であるため、この時期になってようやく議論の端緒についた糸島中学校の設立は寧ろ遅きに失す、と当局者を批判する。他方、農業主体の糸島郡にとって農学校は「元来不動尊的施設」ゆえ、中学校が一枚誕生した程度で農学校の存在意義が動揺するものではない。しかし、農学校派が甲種昇格に憧憬し、郡民が中学校設立との「二兎」を追うことには危機感を有するという。この「天通生」の主張は〈中学校設立・乙種維持〉である。

かかる主張に対して洪谷が黙っているはずがなかった。「天通生」への応答という形で自らの論旨を展開する²⁵。洪谷にとって「糸島の興廃は懸りて糸島農学校の盛衰に在る」が、現在の社会の風潮は実業教育を忌避し「装飾的教育」を尊ぶ傾向があることが問題であった。そのため、実業教育を改めて立て直さなければならないが、現在の乙種農学校では第一次大戦後の社会経済において活躍する農家を育成することはできないため、甲種昇格を目指すという。ただし、これまで〈中学校不要・甲種昇格〉の立場だった洪谷は、「二兎」を追うことへの注意を促した「天通生」の指摘に発憤し、甲種昇格と中学校設立の並立は可能とその意見を修正した。

洪谷からの反論を受けた「天通生」は、自らが「一耕夫」たるに過ぎずとその素性を明かしたうえで〈中学校設立・乙種維持〉の議論を展開する²⁶。そもそも「天通生」が甲種昇格に対して危機感を有するのはなぜか。その根源には、現行の乙種農学校でも農業教育としての役割を十分に全うしているのではないか、という点にあった。つまり、農学校が甲種へと昇格することによって学修内容がより難化したとき、そのような内容は一般の生徒、すなわち農業（希望）者の期待とギャップが生じてしまい、それゆえ農学校への入学者が減少する恐れはないか、という疑念である。乙種学校では具体的にどのような点が物足りないのか。農学校派が甲種昇格を叫べば叫ぶほど、現在、また将来、農学校で学修する生徒に対して悪影響を及ぼしはしまいか、というのが「天通生」の憂慮であった。地域産業の実情と甲種昇格に伴う教育内容の乖離の可能性——それは農学校派が中学校設立に反対するのと同じ論理なのだが——が農

学校派に突き付けられた。

甲種昇格に対する根源的な問いを受けることとなった渋谷の筆致は鈍ってしまう²⁷。渋谷は、農学校の発展は卒業生の「義務」であり「全郡民の当然の責任」と認識しているものの、現在の農学校の制度が本郡の状況に適応しているとは認めがたい。それゆえ、甲種昇格により農業知識を更に深め常識の涵養に努めることが肝要、と論じる。渋谷の言葉を借りれば、「健全なる社会の一員」、「農村の木鐸者」の養成である。このような議論の背景には、教養主義の観点から農学校改革を示唆した前出の議論²⁸を渋谷が意識したものと思われる。

先鋭的な〈中学校不要・甲種昇格〉を主張していた渋谷は、一見すると「天連生」からの反論や他者の議論を援用することで、中学校設立を黙認しつつ甲種昇格を目指す〈中学校設立・甲種昇格〉の立場へと変化したように見える。しかし、渋谷はそう簡単に納得したわけではなかった。渋谷の執念は農学校派へと向けられる。

自ら積極的に論争を展開した自身とは対照的に、卒業生大会時における農学校派の熱意が低調となったことに対して渋谷は苛立ちを見せ始める²⁹。渋谷によれば、「甚だ冷淡なる昇格期成会恰も孤城落日の観」と落胆する一方、「○○や○○の反対説に辟易する勿れ」と檄を飛ばす。これは、中学校派の議論により農学校派による昇格運動が停滞してしまったものと見てよいだろう。〈中学校不要・甲種昇格〉という農学校派への支持がなぜ広まらないのか。それは、①そもそも中学校設立自体、本郡の「権威」を高め、思想を豊かにすることで国家有用の人材を輩出することとなるにもかかわらず、これに対して「反駁憶説」を出すことは実に本郡発展を阻害するものではないか³⁰、②乙種農学校の教育と本郡農業の成果との関係について整理が必要ではないか³¹、といった中学校設立を不要としたうえで甲種昇格を目指す農学校本位の運動それ自体への疑問の声であった。

これまで検討してきた言説が、地域社会における中等教育の普及や農学校の位置付けに対して多くの議論を惹起したことは紛れもない事実であった。ただし、舌鋒鋭い渋谷に対する感情的な批判も多く、農学校派の多数は渋谷の議論と距離を取ったものと思われる。糸島にとって何を重要と

見做すのか——もちろん、それは必ずしも一つに収斂されるものとは限らないが——両者の意見が平行線を辿ったままあてどない論争だけが地域社会に残された。井手郡長が中学校設立を「郡一般の希望」と言い³²、郡会議員を中心とした中学校創設委員を組織して運動を開始したとしても、それに反対する農学校派の渋谷も農学校の発展を「全郡民の当然の責任」と位置付けている状態ならば、「二兎を追う者は一兎をも得ず」といった状況が到来することは時間の問題であった。かかる状況を改善するため、郡長を中心として教育行政の方針——「郡是」を明示すべきである、といった意見が注目を集める³³。ここにおいて、中学校設立問題は次のステージへと向かうことになる。

5. 県会への道

自らの主張がなかなか納得されない渋谷は、議論の矛先を変えることで事態を打開しようとする³⁴。渋谷は甲種昇格が容易に達成できないことは、農民の権利・利益を代表する代議員・県会議員の不在にあると考えた。すなわち、糸島の選挙においては農業上に何ら識見のない富豪家、あるいは大卒の人物を「チヤホヤ」担ぎ上げることが問題であると批難したのである。

明治後期から始まった大選挙区制下における糸島地域の衆議院議員選挙は、福岡県下における立候補者の兼合いもあり、既成政党の落下傘候補の票田となったがゆえに、地元出身の候補者すら擁立できない有様であった。それゆえ、地域社会に利益誘導をもたらす代議士を輩出することができず³⁵、また、県会議員の多数派を占める政友会と糸島地域との接点も薄かったため、地域社会の政治的要求を政治過程に反映させることができず、郡民の不満は昂っていた。

このタイミングで渋谷が論点をずらした理由は、九月に実施される県会議員選挙が目前に迫ったため、甲種昇格に向けてまずは農村代表の議員を選出すべきと考えたからであろう。事実、七月以降、郡民の関心は選挙へと移り、『糸島新聞』紙上での論争はとりあえず中断となる。

そのような中、これまで中学校がなかった浮羽郡に中学校の新設が決まるというニュースが糸島地域に飛び込んでくる【表2】。浮羽郡が糸島郡

に先んじた理由は、福岡県会における糸島郡出身の政友会議員の不在と、中学校派と農学校派の論争による「郡の不統一」と報道された³⁶。前者はその通りで、後者の真偽は不分明だが、両派の意見を調停し「郡是」へと昇華させることができなかったこと、そして有力県会議員の不在が問題であると認識されたがゆえに、『糸島新聞』上では政治的に自覚した郡民による「糸島自決の時代」が叫ばれるようになる³⁷。

さて、県会議員選挙の結果、糸島協会所属の三島藤太（国民党）、進藤英太郎（政友会）の二名が当選した。渋谷は三島に対して、甲種昇格への反対は郡の発展、ひいては国家の隆盛を阻害するものと相変わらず中学校派を牽制したうえで、県会において甲種昇格問題を華々しく議論してほしい、と呼びかけた³⁸。選挙結果を受けた渋谷の言論はそれだけにとどまらない。渋谷は農業をより発展させるために郡農事試験場設立を説く³⁹。渋谷はすでに農学校卒業生の運動に期待ができないのか、県会議員・三島に自らの希望を託したのである。だが、糸島郡の教育問題は動かない。翌九年三月、原敬内閣が衆議院を解散したため、郡内

は再び政治の季節となり、教育問題は棚上げされた。

ただし、大正九年になると農学校に関する渋谷の議論は『糸島新聞』紙上で見られなくなり、「中学校の新設が農学校の消長に影響するの理由を以て尚早を論ずる人は殆ど無い⁴⁰」と指摘されるごとく、中学校設立は所与の前提となっていた。あとは如何にして県会の議場にまで中学校設立問題を持っていくかが課題となった⁴¹。

農学校を取り巻く環境はさらに変化する。大正九年十二月十五日、原内閣により実業学校令が改正されたことを受けて（大正九年勅令第五百六十四号）、翌年一月十五日、農業学校規程も改められた（大正十年文部省令第四号）。その結果、旧農業学校規程第一条で掲げられていた、「農業学校ハ甲乙ノ二種トス」に変更が施され、制度上、農学校を甲乙の二種類に分類することが廃止された⁴²。ここにおいて、農学校派の目的は消滅することとなり、郡内には中学校設置問題が残されるのみとなった。換言すれば、中学校設立の機運を高め、「郡是」を一致させることに注力すればよい、という状況に絞られたのである。

大正十年春より『糸島新聞』上では福岡県の中等教育に関する記事が続出し、中学校のない糸島郡の苦境が喧伝される。例えば、熾烈化する受験競争に負ける糸島郡の生徒の現状や⁴³、郡外への進学が必須なため生徒には生活費の援助が必要不可欠であることなどであった⁴⁴。かかる動きの背景には、郡教育支会の奮闘があった。郡教育支会では六月二十九日、評議員会を開催し「糸島中学校急設に関する運動」が議題となり⁴⁵、『糸島新聞』紙上に「糸島中学設立の急務」を連載した⁴⁶。その構成は、「中等教育の必要」、「糸島に中学生の少い現況」、「糸島郡の中等教育」、「中学生の訓育から見た糸島中学校」、「福岡県下中等学校の配置の現状」であった。郡内の対立により設置が見送られた過去を鑑み、改めて郡民の輿論を喚起し、「郡是」の一致が目指されたのである。

それだけではない。先年当選した三島、進藤両県会議員を筆頭に、松隈利介郡会議長などが運動に奔走する⁴⁷。政友会所属の進藤の尽力により、政友会福岡県支部は満場一致で糸島中学設立に賛成したため⁴⁸、ようやく県会の場に到着することができた。大正十年十二月二十日、糸島中学校設

【表2】福岡県下新設中学校（大正期）

学校名	設 立
福岡中学校	大正6年2月
三池中学校	大正6年2月
鞍手中学校	大正7年3月
築上中学校	大正7年3月
田川中学校	大正8年4月
田川中学校	大正8年4月
宗像中学校	大正8年4月
八幡中学校	大正8年4月
若松中学校	大正9年4月
浮羽中学校	大正10年5月
糸島中学校	大正11年4月
門司中学校	大正12年3月
三潁中学校	大正12年3月
筑紫中学校	大正15年6月

典拠：『福岡県教育史』、549頁。

置建議案は福岡県会で満場一致可決され⁴⁹、県参事会の決定を待つのみとなった。なお、中学校建築に際し、二十四万六千円が計上された。そのうち、大正十一～十四年度は五万円、同十五年度は四万六千五百五十円を継続費として支出することとなった。また、糸島郡も大正十、十一年度の経常費及び所要敷地八千坪、土地整備費用を負担し、創設費のうち四万五千円を県に寄付することが決定し、財源の目処もついた。そして翌十一年三月七日、やや遅れてであったが県参事会で糸島中学新設が最終確定し、それを受けて四月八日、文部省告示第三百四十三号において設置が告示された。

ただし、糸島中学校が設立されると言っても、それは場所まで決まったことを意味しなかった。それゆえ、県会で建議案が可決されて以降、敷地問題が生じ、前原を筆頭に、周船寺、今宿が候補として挙げられた⁵⁰。もちろん、糸島郡民にとっては郡単独による寄付金負担と交通の利便性から前原一択であったが、隣接する早良郡との兼ね合いから郡東部の地域も候補となったのである。二月になって、前原に程近い雷山村篠原延命寺付近と決定され、その後、四月中旬に入学試験を実施し、関係者は開校準備へと奔走する。そして、四月二十七日、仮校舎である前原小学校講堂で入学式が挙行された⁵¹。四年を超える中学校設置運動はようやくここに結着を見たのである。

ちなみに、中学校設立に尽力した郡教育支会は中学校開校決定を契機に組織改革を行い、大正十一年十二月、社団法人糸島郡教育会を発足させた。これは、福岡県教育会糸島郡支会から独立の体裁を採りつつも福岡県教育会との連携した組織である。郡制廃止を見越し、教育会の場で地域の教育問題を議論する空間を整え、そして、学資金が必要な生徒に対しては育英資金を貸与する仕組みを備えたのである⁵²。

6. おわりに

－中学校設立問題から見えてくる

大正期の糸島地域－

長らく中学校のなかった糸島郡において、大正六年より郡会主導による中学校設立運動が開始された。それまで郡内の最高学府、そして地域産業

と密接に結び付いた存在であった糸島農学校が、中学校設置に伴い郡内で相対化されようとしたとき、郡内では如何なる教育を重視すべきか。小稿で見てきたごとく、糸島地域の意識は激しく動揺することとなった。

『糸島新聞』紙上で見られた中学校派・農学校派それぞれの対立は深甚なように思える。しかし、地域社会、さらには国家に対する貢献という目的は両者に共通していたこともまた事実であった。結局、両者の差異はそこへ至る回路であった。中学校派にとつてのそれは郡から飛び出し得る、そして指導者として地域社会に戻ってくる優秀な人材の育成・輩出であり、農学校派にとつては地域産業の担い手と発展であった。それは中学校、農学校それぞれが有する性格に起因するものでもあった。もちろん、地域社会において中学校と農学校は両立可能なものだが、そこに選好が入るとき地域内に強い摩擦が生じ、郡民に葛藤を生じさせることとなった。

さらに、糸島中学校設置過程において大きな問題となったのは、対立する両者を調停することで「郡是」を統一し、その上で県当局を動かす強い政治力の欠如であった。『糸島新聞』紙上で繰り広げられた論争は、両者の議論を深化させ、中等教育や実業教育と地域社会の関係について住民の様々な考えを引き出すことには一定程度成功したと言える。とはいえ、一方で落としどころのない議論が延々と続くこととなり、他者に対して「郡是」不統一の印象を与えさせ、中学校設置は浮羽郡に先を越されることとなった。その後、郡教育支会を中心に『糸島新聞』紙上で改めて中学校設置の意義を説き、「郡是」統一を図ったのである。

次なる課題は統一された「郡是」を引っ提げ中学校設置を県会へと働きかけることであった。しかし、糸島地域は郡内に有力な政治指導者を欠き、さらに明治後期より反政友会の気運が強かったがゆえに、帝国議会や県会の多数を占める政友会との関係は希薄であった⁵³。結局、糸島中学校を設置へと導いたのは、郡内から選出された政友会所属の県会議員・進藤であった。この進藤を中心に郡内有力者と政友会福岡県支部との間で協議が進み、ようやく県会において糸島中学校の設置が決定したのである。かかる経過は、近代日本の地域社会における政治的要求の実現と政党との関係を

考える上でも非常に示唆的である。

ちなみに、この中学校設置に介入したことを契機に、政友会福岡県支部は糸島支会を設置し（大正十二年五月）、本格的に党勢の拡張を図るようになり⁵⁴、ひいては郡内における政治構造の変化も招来する。そして、同年の県会議員選挙、翌年の第二次護憲運動に伴う衆議院議員総選挙と糸島郡内でも激しい選挙戦が繰り上げられることとなるのだが、この点はすでに小稿の検討範囲を遥かに超えてしまう。いずれの機会に分析することとしたい。

¹ 以下の内容は特に断りがない限り、福岡県教育委員会編『福岡県教育史』（同会、1957年）、218～232、370～383頁。

² 新谷恭明『尋常中学校の成立』（九州大学出版会、1997年）。旧藩を軸とする育英事業の展開については、天野郁夫『学歴の社会史』（新潮選書、1992年）、柳河を事例とした旧藩主家による中学校支援については、内山一幸『明治期の旧藩主家と社会』（吉川弘文館、2015年）を参照されたい。

³ 糸島郡教育会編『糸島郡誌』（臨川書店、1986年〔初版1927年〕）、331頁。

⁴ 前掲『福岡県教育史』、461頁。

⁵ 前掲『福岡県教育史』、459、460頁。

⁶ 「評論 農学移転問題」『糸島新聞』大正9年7月17日付。

⁷ 例えば、前掲『糸島郡誌』、301頁、『新修志摩町史』編集委員会編『新修志摩町史』上巻（志摩町、2009年）、890、891頁など。

⁸ 福岡県立糸島高等学校記念誌編集委員会編『福岡県立糸島高等学校創立百年史』（福岡県立糸島高等学校、2003年）、117～121頁、同会編『福岡県立糸島高等学校創立百十年史』（福岡県立糸島高等学校、2013年）38～41頁。

⁹ 『糸島新聞』の基本的な性格については、前掲『新修志摩町史』上巻、864～867頁を参照。

¹⁰ 「改題」『糸島新聞』大正6年12月5日付。

¹¹ 小稿の試みにより、糸島地域の近現代史に関する史料などが新たに発掘され、個別の論点が深められることを希求している点も付記しておく。また、大正期の『糸島新聞』を検討した研究として、竹永茂美「福岡県における水平社運動と融和事業・融和教育の研究 ―糸島地区をフィールドに―」（『飛梅論集 九州大学大学院教育学コース院生論文集』第14号、2014年）がある。

¹² 「郡教育総会」『糸島新聞』大正7年1月10日付。

¹³ 「糸島中学の設立を望む 波多江校長 柴田健五郎」『糸島新聞』大正7年1月10日付。

¹⁴ ⑤の高等遊民については、町田祐一『近代日本と「高等遊民」 ―社会問題化する知識青年層―』（吉川弘文館、2010年）、同『近代日本の就職難物語 ―「高等遊民」になるけれど―』（吉川弘文館、2016年）などを参照。

¹⁵ 「時事短言」『糸島新聞』大正7年3月20日付。

¹⁶ 「中学校創設委員任命」『糸島新聞』大正8年2月5日付。

¹⁷ 「糸島中学設立に就て 渋谷健吾」『糸島新聞』大正8年2月21日付。

¹⁸ 例えば、「敢て青年諸賢に檄す 糸島又新社 渋谷翠山童」『糸島新聞』大正12年4月22日付、「青年諸氏の政治的活躍 糸島又新社 渋谷翠山」『糸島新聞』大正12年5月21日付など。

¹⁹ 「中学校問題より農学校昇格問題を始む」『糸島新聞』大正8年3月6日付。

²⁰ 安田潔己「農業学校の発達に関する研究 ―学科および教育課程の変遷について―」（『技術教育研究』第1号〔名古屋大学教育学部技術教育学研究室、1982年〕）、55～57頁。

²¹ 「農界より見たる中学問題 吉住篤太郎」『糸島新聞』大正8年3月21日付。吉住の経歴などは不明である。

²² 「中学校は大いに起すべし 井手糸島郡長の談」『糸島新聞』大正8年3月21日付。

²³ 「時事徒言」『糸島新聞』大正8年3月21日付。

²⁴ 「糸島文化の春 天連生」『糸島新聞』大正8年4月6日付。「天連生」はペンネームであり、農家であること以外詳細は不明。

²⁵ 「天連生足下に与ふるの書 渋谷翠山」『糸島新聞』大正8年4月20日付。

²⁶ 「渋谷翠山君貴下に答ふの書 天連生」『糸島新聞』大正8年5月7日付。

²⁷ 「賢明なる諸君に訴ふ 渋谷翠山」『糸島新聞』大正8年5月20日付。

²⁸ 前掲「時事徒言」

²⁹ 「糸島農学校卒業生諸君に檄す 渋谷翠山」『糸島新聞』大正8年6月5日付。

³⁰ 「識者に訴ふ」『糸島新聞』大正8年6月25日付。

³¹ 「農学校卒業生に望む」『糸島新聞』大正8年6月25日付。

³² 前掲「中学校は大いに起すべし」『糸島新聞』大正8年3月21日付。

³³ 「糸島評論 糸島と政治思想」『糸島新聞』大正8年3月21日付。

³⁴ 「敢て農民諸君に与ふ」『糸島新聞』大正8年7月7日付。

³⁵ 大選挙区制時代における政友会福岡県支部による選挙戦を分析した研究として、有馬学・季武嘉也「戦前における

大選挙区制と政党本部 ―第一二、一三回総選挙における福岡県政友会の動向を中心に― (財団法人西日本文化協会編『福岡県史』近代研究編 各論(二) [福岡県、1996年])。

³⁶「糸島中学は党議で立てない 政友会支部訪問の報道」『糸島新聞』大正8年8月7日付。

³⁷「糸島評論 糸島自決とは何ぞや」『糸島評論』大正8年8月7日付。

³⁸「糸農昇格を論じて県議三島藤太氏足下に与ふるの書 渋谷翠山」『糸島新聞』大正8年10月7日付。ちなみに、政友会の進藤に対して渋谷は全く言及しない。

³⁹「郡農事試験場の設立を望む 翠山」『糸島新聞』大正8年11月17日付。

⁴⁰「評論 当面の二問題」『糸島新聞』大正9年10月27日付。

⁴¹「評論 県議員と主張」『糸島新聞』大正9年12月7日付。

⁴²ここで制度上と述べたのは、専門学校入学者検定規程に基づく無試験検定を受験することができる実業学校が便宜上甲種として区別されたからであった(前掲安田「農業学校の発達に関する研究」、59頁)。実際、『糸島新聞』においても「甲種」、「乙種」の区別は言及され続ける。

⁴³「向学心の冷え切った糸島早良の少年少女 中等学校入学に現れた成績」『糸島新聞』大正10年5月13日付。

⁴⁴「篤志家の援助を待つ学費なき優等生が糸島にも七十三名居る」『糸島新聞』大正10年6月3日付。

⁴⁵「近頃活気を帯びて来た糸島教育総会は来る七日開会と評議員会で決定」『糸島新聞』大正10年7月3日付。

⁴⁶「糸島中学設立の急務 糸島郡教育支会寄書」『糸島新聞』大正10年8月9、13、18、23、28日付。

⁴⁷「降雨を冒して糸島中学設立の運動」『糸島新聞』大正10年9月13日付。

⁴⁸「多年の宿望が達して糸島中学設立の建議 昨二十日県会にて満場一致可決」『糸島新聞』大正10年12月21日付。

⁴⁹福岡県議会事務局編『詳説福岡県議会史』大正編下巻(福岡県議会、1957年)、173、174頁。

⁵⁰「論説 糸島と教育 影武者」『糸島新聞』大正11年1月14日付など。

⁵¹前掲『福岡県立糸島高等学校創立百年史』、121頁。

⁵²国立公文書館蔵「糸島郡教育会・京都郡教育会」(請求番号:平24文科00088100)。ちなみに、前掲『糸島郡誌』はこの郡教育会が主導して編纂したものである。

⁵³糸島郡出身の有力代議士・県会議員の不在ゆえ常に議論の俎上となった代表的な事例として、鉄道敷設、加布里・今津両港の整備があった(「糸島評論 本郡の二大欠陥」『糸島新聞』大正7年2月5日付など)。

⁵⁴「言論 政友会糸島支会発会式」『糸島新聞』大正12年5

月16日付。政友会が糸島支会を設置した背景には、大選挙区制から小選挙区制へと変更された大正9年衆議院議員総選挙において、政友会が擁立した候補者(横地長幹)が中立派の納富陳平に大敗したことも大きな要因となっている。